

# 工事写真の電子納品について

## 1 趣旨

受発注者の工事関係書類に係る負担軽減・書類の減量化を図るため、現在紙媒体としている工事写真を電子媒体（CD-R 等）や情報共有システム登録での納品を可能とする。

## 2 対象

工事中情報共有システムを利用している建設工事

## 3 内容

- ・「工事写真」の納品は、電子媒体又は紙媒体、情報共有システム登録のいずれかとする。
- ・電子納品物は、「広島県電子納品実施要領」に準拠し作成する。
- ・工事写真の電子納品を行った場合、「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領」に則り、電子検査※とする。

※電子検査とは、書類を紙に出力せずに電子データを利用して行う検査をいう。

## 4 適用日等

令和7年4月1日以後に契約を締結する工事から適用する。